

**「持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線再編及び維持・充実方策等に  
係る調査業務」募集要項**

**1 業務の概要**

**(1) 件名**

持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線再編及び維持・充実方策等に  
係る調査業務

**(2) 業務内容**

別紙「持続可能なバスネットワークの構築に向けたバス路線再編及び維持・充実方  
策等に係る調査業務」仕様書のとおり

**(3) 選定方法**

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とし  
た公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随  
意契約の候補者を選定する。

**(4) 業務期間**

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

**(5) 予算上限価格**

30,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考と  
して業務履行に要する経費を示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

**2 参加資格要件**

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たす事業者とする。

**(1) 事業者の要件について**

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな  
い者であること。

② 宇都宮市の令和7年度～10年度入札参加者資格者名簿（物品製造・販売・業務  
委託・その他）の業種区分「調査・分析等業務（コードP-8575）」に登録さ  
れている者（令和8年7月1日までに名簿への登録が完了する見込みの者）

③ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがな

されていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。

- ⑤ 関東地区内に本店又は支店、営業所を有すること。
- ⑥ 本業務の類似業務について実績を有すること。
- ⑦ 主任技術者及び技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有していること。

## (2) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書（様式1）」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、市ホームページに掲載）

- ア 提出書類 参加申請書 1部
- イ 提出期限 令和8年5月14日（木） 午後5時まで（必着）
- ウ 提出場所 宇都宮市都市整備部交通政策課交通計画グループ（11参照）  
(u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp)
- エ 提出方法 持参または、書留郵便、電子メールにて提出すること。  
それ以外の方法による提出は認めない。

## 3 提案書等書類の作成要領

### (1) 提案書等書類の提出

No.	提出書類	様式	部数	備考
1	企画提案書	任意	10部	仕様書で示した業務内容について、取組の進め方等を具体的に記載する。
2	業務実施体制	任意	10部	配置予定の業務監督者、業務担当者を記載する。
3	予定業務担当者 経歴	任意	10部	配置予定の業務監督者、業務担当者の経歴を記載する。
4	参考見積書	任意	2部	本業務に係る経費(税抜)を明示する。
5	会社概要	任意	10部	会社概要を記した資料とする。 (既存のパンフレット等も可)
6	事業実績	任意	2部	本業務と同種・類似した業務に関する実績等を記した資料とする。

※ Microsoft office Word, PowerPoint または PDF 形式で作成した上記提案書等の電子データを CD-R または DVD-R に格納し、1部提出すること。

## (2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

ア 提出書類 質問書（様式2）

イ 提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで

ウ 提出場所 宇都宮市都市整備部交通政策課（11参照）

エ 提出方法 電子メールにより提出（送信後に電話連絡）することとし、複数回にわたらないようできる限りまとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年5月20日（水）を目途に、全ての参加業者（入札参加有資格者名簿に登録された連絡先）に電子メールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

## (3) 提案のための費用負担

提案に要する費用（提案書の作成経費や旅費等）は参加者の負担とする。

## (4) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより御社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 4 提案書等書類の提出及びヒアリング審査の実施

### (1) 提案書等書類の提出

ア 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 宇都宮市都市整備部交通政策課（11参照）

ウ 提出方法 提案書は1案とし、持参又は書留郵便にて提出すること。  
それ以外の方法による提出は認めない。

## (2) ヒアリング審査

ア 日 程 令和8年6月4日(木)

※ この日程は予定であるため、変更する可能性がある。

※ プレゼンテーションの時間帯及び場所については、別途指定するものとし、参加者に対して直接通知する。

イ 所要時間 1 提案者当たり30分以内(説明20分、質疑応答10分)

ウ 参加人数 1 提案者当たり3名程度まで

参加者には、配置予定の技術者も加えること。

エ 説明資料 Microsoft office Word, PowerPoint または PDF 形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データが格納されたプレゼンテーションに使用するPCを用意する。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

## 5 提案内容

### (1) 表現方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

### (2) 提案者概要

以下の情報を明記すること。

- ・ 事業者の名称、代表者名、従業員数、組織図、事業概要

### (3) 業務実施のための提案

ア 実施方針

業務目的を達成するための基本的な考え方やポイントを記載すること。

イ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること。

ウ 実績

これまでに行った本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

エ 業務体制(参考様式1, 2)

- ・ 配置予定の管理技術者・主任技術者・担当技術者の経歴
- ・ 手持ち業務については、令和8年5月14日現在、契約金額100万円以上の業務をすべて記載すること。

オ 仕様書に関する提案

仕様書「第3章 特記仕様」に沿って提案内容を記載すること。

## 6 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の項目に基づき総合的に行う。

### ア 提案内容

- ・ 実施方針，実施スケジュール，実績，業務体制
- ・ 仕様書に関する提案
- ・ 仕様を満たした上での独自提案
- ・ 地域経済貢献度 など

### イ プレゼンテーション力

### ウ 見積価格の妥当性

## 7 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

### ア 予算上限額を超えた参考見積書を提出した者

### イ 提出書類に虚偽の記載をした者

### ウ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

### エ プレゼンテーションに参加しない者

### オ その他本要項の諸条件に違反した者

## 8 審査結果の通知

- ・ 審査結果については、令和8年6月30日（火）以降速やかに参加者に書面で通知するものとし、公表はしない。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。
- ・ これに対する回答は、後日、文書により行うものとし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 9 契約

- ・ 提出された提案書，提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い，優先順位を定めた後，最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は，宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は，契約締結後においても，契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は，契約を解除できるものとする。

## 10 スケジュール（今後変更する場合がある。）

内容	日時
公告	令和8年4月30日（木）
参加申請書，質問書の受付期限	令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）
質問書に対する回答	令和8年5月20日（水）予定
提案関係書類の提出期限	令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）
提案に係るプレゼンテーション	令和8年6月4日（木）予定
審査結果の通知，契約締結等	令和8年7月上旬予定

## 11 事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（本庁舎6階）  
宇都宮市都市整備部交通政策課交通計画グループ（担当：上澤）  
電 話 ： 028-632-2134  
FAX ： 028-632-5426  
Eメール：u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp  
※ 受付時間は本市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。